

最低制限価格の設定基準の改正について

令和4年3月

建設工事等競争入札参加資格者 各位

岩見沢市企画財政部契約検査管理課

岩見沢市が発注する建設工事における最低制限価格の設定基準を改正し、令和4年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 最低制限価格の設定基準（建設工事）

次の各号に掲げる額の合計額に、当該合計額に対する消費税及び地方消費税の額（以下「消費税相当額」という。）を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

	改正前	改正後
直接工事費	10分の9.7	10分の9.7
共通仮設費	10分の9	10分の9
現場管理費	10分の9	10分の9
一般管理費	10分の <u>5.5</u>	10分の <u>6.8</u>